4　浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

船内に浴槽、談話室、運動設備等を確保すること（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の十六に規定する船舶以外の船舶の船内に休憩室を確保することを含む。）により、船員の心身の疲労の効果的な回復を図ること。ただし、船舶が日帰り航路のみを航行する場合等、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に鑑み、必ずしも船内においてこれらの施設又は設備を確保する必要がない場合も想定される。

5　空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

⑴　空気環境

船内の浮遊粉じん、臭気等について、船員が不快と感じることのないよう、これらを適切に管理する空気調和設備の作動状態の確認を行い、必要に応じてその改修等の措置を講ずるほか、船内の喫煙場所を指定する等の分煙のための措置を講ずること。

甲板上についても、浮遊粉じん、臭気等の発生が常態化している場合には、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずること。

⑵　温熱環境

船内においては、行われる作業の態様、季節等に応じて、温度、湿度等の温熱環境を適切な状態に維持するための措置を講ずること。

甲板上においては、夏季及び冬季における外気温等による船員の身体への影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

⑶　視環境

船内においては、作業に適した視環境が維持されるよう、照度、採光、色彩環境、光源の性質等に配慮するほか、船員の視界に過度な輝度対比又は不快なグレアが生じないよう、必要な措置を講ずること。

⑷　音環境

船員室において外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるほか、機関室において低騒音機器を採用する等低騒音化のための措置を講ずること。

船員室及び機関室以外の船内の区画においても、騒音源となる機械設備について、遮音材を用いること等により騒音の抑制を図ること。

⑸　作業空間等

船内における作業空間、通路等を適切に確保するための措置を講ずること。

6　その他の施設又は設備の維持管理

⑴　洗面所、更衣室、浴室等の船員の船内生活に必要となる施設又は設備について、常に清潔で使いやすい状態に保つこと。

⑵　船舶設備規程第百十五条の十三に規定する船舶以外の船舶についても、食堂等の食事をすることができるスペースを適切に確保し、これを清潔に保つこと。

⑶　給湯設備等、船員の利便に供する施設又は設備を確保し、これらを適切に維持管理することが望ましいこと。

第３　快適化措置の実施に当たって考慮すべき事項

快適化措置を講ずるに当たっては、次の事項を十分に考慮することが望まれる。

1　継続的かつ計画的な取組

快適化措置を講じ、快適な海上労働環境を形成した後において、これを適切に維持管理するためには、当該措置に係る取組を継続的かつ計画的に行うことが不可欠である。

そのため、快適化措置を継続的に推進する担当者を選任する等、その推進体制の整備を図るとともに、当該措置の一環として導入され、又は改善された設備等について、その機能を十分に発揮させるためのマニュアルを作成する等の措置を講ずること。

また、船内作業の内容及び船員の年齢構成の変化のほか、快適な海上労働環境の形成に資する技術の進展等にも留意し、船内の労働環境を継続的に見直すとともに、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2　船員の意見の反映

快適化措置が船員のためのものであることを踏まえ、当該措置の検討及び実施に当たり、船員の意見が可能な限り反映されるよう、船内安全衛生委員会を活用する等必要な措置を講ずること。

3　性別、年齢、障害の有無等を踏まえた必要な措置

女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい海上労働環境を形成するため、船員の性別、年齢、障害の有無等により、船内作業による心身の負担の大きさや職場環境に対する認識等には個人差が生じ得ることを念頭に置きつつ、必要な措置を講ずること。

特に、女性船員が安心して船内で働けるよう、生活特性に配慮して、船内作業に係る心身の負担の軽減に資する機器等の活用の検討やプライバシーの確保等に取り組むことにより、女性にとって魅力ある船内職場環境を整えるための措置を講ずること。

4　生活の場としての配慮

船内については、船員の仕事の場であるとともに、船員が休息時間を過ごす生活の場でもあることから、船員の心身の健康の確保及び増進に資する空間となるよう、必要な配慮をすること。

その他告示

○消費者庁告示第五号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日　　消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	事務所の所在地	差止請求関係業務を行う	更新をした認定の有効期間の日
特定非営利活動法人消費者ネットとうほく	仙台市青葉区柏木一丁目2―40	仙台市青葉区柏木一丁目2―40		令和八年四月八日

○デジタル庁告示第六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年四月三十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

令和八年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。